委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県	
3. 市区町村名	松山市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/johokokai/dokujiriyo.html	

執行機関名 松山市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 1の項 第1号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第1条	松山市障害児(者)日中一時支援事業実施要綱(平成18年要綱)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と	第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項の規定に基づき、在宅の障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に対して、障害者支援施設その他の施設において、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援(以下「日中一時支援」という。)を行うことにより、障害児(者)を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るため、日中一時支援を利用する障害者等に対し、日中一時支援費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		松山市障害児(者)日中一時支援事業実施要綱(平成18年要綱)